

## 令和7年度 学校生活のきまり

### 1 服装について

- ① 体育・部活動・実習などを行う場合は定められた衣服を着用すること。
- ② 校内では指定された上履き・体育館履きを使用する。違反した場合、年度途中であっても指定業者から再度購入すること。

### 2 登校・下校

- ① 登校は午後4時30分以降とする。定時制生徒は午後4時30分以前に、普通教室に入らないこと。午後4時30分以前に登校した場合は、図書館で待機すること。
- ② 防犯のため、なるべく複数で登下校すること。つきまとわれたりした場合は、すぐに警察・学校・保護者に連絡すること。
- ③ 自転車通学をする際は、登録申請をしてステッカーをもらい、自転車の後輪泥除けなど見えやすい場所に張ること。
- ④ 自転車は安全運転を心がけること。右側通行・二人乗り・無灯火・整備不良・ながら運転等の危険な運転は絶対に行わないこと。
- ⑤ 自転車乗車中はヘルメットや雨具を必ず着用すること。
- ⑥ 自転車置き場を守ること。狭山谷公園周辺や職員の駐輪場など、他の場所に置いてはいけない。
- ⑦ 保護者以外の人による乗用車などでの送迎は禁止とする。
- ⑧ 乗用車・自動二輪車、原動機付自転車による登校は禁止とする。
- ⑨ 生徒昇降口は、定時制の生徒は給食室寄りの2箇所を、全日制の生徒はそれ以外を利用する。
- ⑩ 授業が終わったら、部活動などが無い場合はすぐ家に帰ること。狭山谷公園やプール周辺などに「たむろ」しないこと。
- ⑪ 帰りの路上で、大声で話しをしたり、歌ったりして近隣住民に迷惑をかけないこと。

### 3 学校内でのルール

- ① 学校に来たら、校舎の外へ出てはいけない。(校庭や駐輪場を含む)
- ② 昼休みの体育館の開放時間は18時45分～19時05分まで利用可能。
- ③ 学校内での帽子・サングラスの着用は禁止とする。
- ④ 大音量で音楽を流すことを禁止とする。
- ⑤ 他人が不快に思う香水の使用を禁止とする。

### 4 授業時のルール

- ① 休み時間中に授業準備をして、授業開始のチャイムが鳴ったときには自分の席に着いていること。授業が始まってから教科書・筆記用具等、取りに行く場合は、遅刻となる。
- ② 授業の始まりと終わりには係りが号令をかけて、起立し礼をすること。
- ③ トイレは始業前に済ませておくこと。
- ④ 授業態度を良好にすること。私語、飲食、ガムは禁止とする。
- ⑤ 携帯電話を使用したり充電をしたりした場合は発見した教員より注意指導を受ける。また注意にもかかわらず使用が確認できた場合は厳しい指導を行う。